

浜松市協働センターに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市協働センター条例(平成24年浜松市条例第74号。以下「条例」という。)に基づく申請(浜松市中部協働センターに係るものを除く。)に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市協働センター条例施行規則(平成24年浜松市規則第102号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第7条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
 - (2) 条例第8条の規定に基づき利用を制限する場合
 - 2 利用の申請が競合した場合は、先着順とし、利用申請の時期の初日において申請が競合した場合その他先着順によって決め難い場合は、抽選による。
 - 3 規則第2条第2項第1号又は第2号の規定により、条例別表第2の1に掲げる施設又は浜松市ふれあいセンター条例(平成24年浜松市条例第75号。以下「ふれあいセンター条例」という。)別表第2に掲げる施設を利用しようとする日の属する月の2月前の月(以下「申請開始月」という。)に利用の申請を行い、利用の許可を受けた件数が4件に達した者は、申請開始月の末日までは条例別表第2の1に掲げる施設及びふれあいセンター条例別表第2に掲げる施設の利用の申請を行うことができない。
 - 4 条例第8条第1号に規定する「政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 特定の政党又は候補者の利害に関する事業を実施する場合。ただし、市民の政治的教養に資するものであり、公平を欠くものでない場合は、これに該当しない。
 - (2) 宗教上の組織又は団体の活動を行う場合
 - (3) 特定の宗教上の組織又は団体を支持又は支援する事業を行う場合
 - 5 条例第8条第2号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 協働センターで集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合
- (明白かつ現在の危険の原則：平成7年3月7日最高裁判決参照)

- (2) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、協働センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合
- 6 条例第8条第3号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合をいう。
- 7 条例第8条第5号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合
（平成8年3月15日最高裁判決参照）
- (2) 第5項第2号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、協働センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合
- (3) 中学生以下の利用者のみで使用する場合
- (4) 利用予定人員が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合
- (5) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- 8 前6項の規定は、規則第4条の規定による利用の許可の変更の申出に対する許可について準用する。
（使用料の後納に係る審査基準）

第4条 条例第9条第2項ただし書きに規定する「その他市長が特別の理由があると認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 予約システムを使用して占用等施設の利用許可の申請を行い、利用許可を受けた者が、当該占用等施設を利用しようとする日（以下「施設利用日」という。）（次に掲げる日を除く。）の条例第4条第1項に規定する開館時間内における当該占用等施設の利用を開始する前までに、当該利用許可を受けた協働センターにおいて使用料を納付する場合
- ア 浜松市舞阪協働センター、浜松市三ヶ日協働センター 休館日、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）をいう。以下同じ。）
- イ ア以外の協働センター 休館日、日曜日及び休日
- (2) 施設利用日（次に掲げる日を除く。）に当該協働センターにおいて占用等施設の利

用許可の申請を行い、利用許可を受けた者が、条例第4条第1項に規定する開館時間内における当該占用等施設の利用を開始する前までに当該協働センターにおいて使用料を納付する場合

ア 浜松市舞阪協働センター、浜松市三ヶ日協働センター、浜松市龍山協働センター及び浜松市佐久間協働センター 休館日、日曜日、土曜日及び休日

イ ア以外の協働センター 休館日、日曜日及び休日

(3) 次に掲げる日の次に定める時間帯（施設利用日が予約システムを使用して占用等施設の利用許可を申請することができる時期を除く。）に当該協働センターにおいて占用等施設の利用許可の申請を行い、利用許可を受けた者が、条例第4条第1項に規定する開館時間内における当該占用等施設の利用を開始する前までに当該協働センターにおいて使用料を納付する場合

ア 浜松市舞阪協働センター、浜松市三ヶ日協働センター、浜松市龍山協働センター及び浜松市佐久間協働センター

(ア) 土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時30分まで

(イ) 月曜日から金曜日まで 午後5時15分から午後9時30分まで

イ 浜松市二俣協働センター

(ア) 日曜日及び休日 午前9時から午後9時30分まで

(イ) 月曜日から土曜日まで 午後5時45分から午後9時30分まで

ウ ア及びイ以外の協働センター

(ア) 日曜日及び休日 午前9時から午後9時30分まで

(イ) 火曜日から土曜日まで 午後5時15分から午後9時30分まで

(4) 前号に掲げる日の前号に定める時間帯に占用等施設を利用するものとして、当該日の当該時間帯（施設利用日が予約システムを使用して占用等施設の利用許可を申請することができる時期を除く。）に当該協働センターにおいて占用等施設の利用許可の申請を行い、利用許可を受けた者が、納入通知書により使用料を納付する場合

(5) 利用する団体等の会計処理上の理由により、施設利用日前までに使用料を納付することが困難な場合（理由を付して文書により市長に申請したものに限る。）

（使用料の還付に係る審査基準）

第5条 規則第8条第1項第1号に規定する場合は、全額を還付する。

2 規則第8条第1項第2号に規定する「市長が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げる場合とし、全額を還付する。

(1) 地震、大雨等により地域に被害が発生したとき。

(2) 地域に避難勧告、避難指示が発令されたとき。

(3) 暴風警報、東海地震注意情報及び警戒宣言が発表されたとき。

(4) 施設及び設備の損壊等、協働センターのやむを得ない事情により施設の利用ができないとき。

(5) 前4号に掲げるものの他、不可抗力により施設の利用が困難になったとき。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第6条 条例第13条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

| 要件 | 処分内容 |
|---|--------|
| 1 条例第13条第1号 | - |
| (1) 条例第9条第2項の規定に違反して使用料を納付しない場合 | 許可の取消し |
| (2) 条例第12条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合 | 許可の取消し |
| (3) 規則第14条各号に規定する遵守事項に違反した場合 | - |
| ア 規則第14条第1号の規定に違反したとき。 | 利用の停止 |
| イ 規則第14条第2号の規定に違反したとき。 | 利用の停止 |
| ウ 規則第14条第3号の規定に違反したとき。 | - |
| (ア) 利用前において違反が明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| (イ) 利用の際違反が明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| エ 規則第14条第4号の規定に違反したとき。 | 利用の停止 |
| オ 規則第14条第5号の規定に違反したとき。 | - |
| (ア) 利用前において指示に違反したとき。 | 許可の取消し |
| (イ) 利用の際指示に違反したとき。 | 利用の停止 |
| (4) 正当な理由がなく、規則第15条の規定による職員の入室を拒んだ場合 | 利用の停止 |
| (5) 偽りその他不正な手段により、条例第7条の規定による許可を受け、又は条例第10条の規定による使用料の減免を受けた場合 | 許可の取消し |
| 2 条例第13条第2号 | - |
| (1) 第3条第4項第1号に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| (2) 第3条第4項第2号に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| (3) 第3条第4項第3号に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |

| | |
|---|---------------------|
| (4) 第3条第5項第1号に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| (5) 第3条第5項第2号に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| (6) 第3条第6項に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| (7) 第3条第7項第1号に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| (8) 第3条第7項第2号に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| (9) 第3条第7項第3号に該当する場合 | - |
| ア 利用前において該当することが明らかになったとき。 | 許可の取消し |
| イ 利用の際該当することが明らかになったとき。 | 利用の停止 |
| (10) 利用前において第3条第7項第4号に該当することが明らかになった場合 | 許可の取消し又は 利用条件の変更 |
| (11) 利用前において第3条第7項第5号に該当することが明らかになった場合 | |
| 3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由がなく、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。 | 許可の取消し |

(標準処理期間)

第7条 次の各号に掲げる申請等があった場合は、申請の日から7日以内に処理を行う。

- (1) 規則第2条第1項の規定による協働センターの利用許可の申請
- (2) 規則第4条の規定による協働センターの利用許可の取消し又は変更の申し出
- (3) 第4条第3号の規定による使用料の後納の申請
- (4) 規則第7条第3項の規定による使用料の減免の申請
- (5) 規則第8条第2項の規定による使用料の還付の申請

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。